（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五十八条　保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該保険会社に関する次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書類

［三・四　略］

五　当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　［略］

［2～6　略］

（保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五十八条の二　保険会社は、当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該保険会社に関する次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2)　株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面

(3)　［略］

（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五十八条　保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、同条第一項第十三号の二に掲げる会社（以下この条、次条、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号及び第十号の二、第百五条第一項第十九号の二、第百五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三・四　同上］

五　当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第百五条第一項、第百五条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　［同上］

［2～6　同上］

（保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五十八条の二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書類

(2)　株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書類

(3)　［同上］